

慶應 EU 研究会報告（2012 年 7 月 28 日）

「EU 市民保護と市民の安全意識」

明治大学危機管理研究センター 研究員 中林啓修

本報告の目的は EU による危機管理の取り組みを整理し、一義的には加盟国が担っていたこの分野で EU がその能力や機能を発展させることが可能になった背景を明らかにする事である。

一般に、危機管理とは「大地震などの自然災害や、不測の事態に迅速・的確に対処できるよう、事前に準備しておく諸政策。」と言われている。危機管理という言葉そのものは EU の政策用語として定着していないが、危機管理に相当する用語として EU では市民保護（Civil Protection）が用いられ、その充実が図られている。

EU では、市民保護は「天災または人災を防ぎ、それらから市民を保護するための制度」（EU 運営条約 196 条）と考えられており、一義的には加盟国の専決事項とされている。

EU の市民保護（以下、EUCP という）は、「市民のためのヨーロッパ」の建設に資し、加盟国による政策を補完するものとして 1980 年代後半からスタートしている。

しかし、2000 年代以降の EU では、従来の加盟国支援だけでなく、独自の対応能力の追求を進めている。2004 年のスマトラ沖地震を契機に、大規模災害時の初動対応を行うための人員や備蓄物資を加盟国に準備させる市民保護モジュール制度が採用され、現在では、これを一步進めた EU 独自のアセット整備に取り組みつつある。

市民保護を巡る EU の伸長は加盟国の権限領域を EU が侵食することでもあり、それを可能にする背景は、昨今の大规模災害に対しては、国を越えた地域的・国際的な対応が重要となっているという事情と共に、災害対応についての市民の認識があると思われる。

本報告では、EUROBAROMETER による調査結果を用いながら災害や EUCP に対する市民の認識を明らかにした。ほとんどの加盟国において、市民は EU よりも科学者、自国政府を信頼しているにも関わらず、加盟国間の連帯や災害の広域化、更に、東欧諸国では自国の対応能力への不安等から EUCP の共通政策化を強く歓迎している。

こうしたことから、本研究では、昨今の EUCP の発展、つまり EU の危機管理分野での発展には、EU 自身の災害等への認識の変化と共にこの分野での EU の取り組みの充実に対する市民の期待を背景としていることを指摘した。

質疑応答では、EU による市民保護の拡充が、EU が対外的に取り組んできた人道援助などどのような関係にあるのか、また EUCP において上級代表がどのような役割を果たすのか、また、今後、EU の安全保障政策と EUCP とが融合あるいは接近していくのかどうかなど、EU の対外政策と EUCP との関係についての指摘を受けた。また、現在の EUCP の起点となる 1987 年の欧州理事会決議について、このタイミングで市民保護が持ち出されたのは、（報告者が考えるような）チェルノブイリ事故の影響というよりは、当時のアドニオ委員会による活動があるのではないかと示唆も得た。

これらを踏まえ、今後は、EU の対外政策における EUCP の位置づけや役割を明らかにしていくことを研究課題としていきたい。

以上